

貝塚市建設工事指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う建設工事の契約事務のうち、指名競争入札に係る業者の審査、登録及び選定について必要な事項を定めるものとする。

(審査及び指名業者登録)

第2条 市はあらかじめ定めた期間内に業者から提出された入札参加資格審査申請に基づき、次の各号に掲げる項目をもって資格審査を行い、要件を満たすものを指名業者として登録するものとする。

- (1) 建設業許可証明書（登録前に2年以上建設業許可に基づく営業を行っていること。）
- (2) 工事経歴書
- (3) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- (4) 履歴事項全部証明書（法人）又は誓約書（個人）
- (5) 市税の未納がない旨の証明書のほか、市長が別に定める国税の納税証明書
- (6) 技術者一覧及び経歴書並びに専任技術者資格経歴書
- (7) 法令による免許及び直接雇用関係を証する公的機関による証明書
- (8) 印鑑証明書及び使用印鑑届
- (9) 委任状（支店又は営業所）
- (10) 建設業退職金共済事業組合加入・履行証明書
- (11) 従業員名簿（雇用関係証明書添付）
- (12) 事務所（入居者表示看板、事務室及び電話等）
- (13) 資材置場（有無）
- (14) 誓約書（貝塚市暴力団排除条例関係）

(指名留保及び排除)

第3条 業者指名登録の後に、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定に該当することが認められる業者については、指名及び一般競争入札への参加を留保するものとする。ただし、申請に悪質な虚偽の事実が認められた業者の指名登録は抹消するとともに、その後2年間指名業者登録から排除するものとする。

(技術者の登録・指名回避)

第4条 入札参加資格審査申請時に業者から提出された技術者名簿に変更がある場合は、速やかに変更手続きを行わせるとともに、技術者の追加の場合は、直接雇用関係を証する公的機関による証明書を添付させるものとする。

2 指名登録業者から提出された技術者名簿により、発注工事への技術者の専任配置が困難と認められた業者については、要件が満たされるまでの間、指名を回避するものとする。

(建設業者の等級格付)

第5条 業者指名登録を終了した市内の建設業者については、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるランクに格付するものとする。ただし、新規に登録した業者については、当該各号の最下位ランクに格付するものとする。

- (1) 土木工事、建築工事及び舗装工事 Aランク、B1ランク、B2ランク又はCランク
- (2) 管工事 Aランク又はBランク

(発注の基準)

第6条 格付した等級に対応する設計金額の基準は、別表(イ)欄に定める金額とする。ただし、事業計画により等級間の均衡が失われる場合は、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議において設計金額の基準を変更するものとする。

（指名業者の選定）

第7条 指名競争入札における業者の選定は、別表(イ)欄の設計金額により(ア)欄の等級に該当する業者より選定するものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかにより施工上事前に貢献のあった工事の施工上必要があると認められる建設業者（ただし、法人の役員（登記上のもの）又は個人業者の代表者（届出のもの）を原則とする。）については、別表(ア)欄のランク直近上位又は直近下位の建設業者であっても選定することができる。この場合において、選定すべき業者数の2分の1を超えることができない。

- (1) 用地買収に協力
- (2) 支障物件の除去に協力

（指名選定の特例）

第8条 指名業者の選定において、次の各号のいずれかに該当する工事については、前条の規定にかかわらず選定することができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他審査委員会が必要であると認める工事

（指名の制限）

第9条 指名業者の選定において、次の各号のいずれかに該当するものについては、その指名を制限することができるものとする。

- (1) 同種の工事において、特に工事成績が悪かったもの
- (2) 正当な理由がなく工事期限が相当遅延したもの
- (3) 経営又は信用状況に不審があると認められるもの
- (4) その他指名を制限する必要があると認められるもの

（指名業者の数）

第10条 指名業者の数は別表(ア)欄のランクに該当する業者数を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

- (1) 発注工事が同時期に多く出る場合
- (2) 特殊な技術、機械器具又は生産設備を必要とする場合
- (3) 緊急その他特別の理由がある場合

（昇格の要件）

第11条 等級格付けされた業者が昇格するためには、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 昇格する前に1年以上の在級期間を有していること。
- (2) 昇格する前1年以内に入札参加資格停止措置を受けていないこと。

2 土木工事及び建築工事にあつては、B1又はB2ランクからAランクへの昇格に当たって、前項の要件を満たすほか、該当する業種の工事について、建設業法に規定する特定建設業の許可を有していなければならない。

（希望型指名競争入札に係る指名業者の選定）

第12条 平成28年度以後におけるすべての工事に係る指名業者の選定については、この要綱の規定によることのほか、希望型指名競争入札実施要領（平成15年4月1日施行）に定めるところにより選定するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、指名業者の選定に関し必要な事項は、審査委員会の審議を経て、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

（希望型指名競争入札の試行に係る指名業者の選定）

2 平成18年度以後における別表第1に掲げるすべてのランクの土木工事、建築工事及び舗装工事並びに解体工事に係る指名業者の選定については、当分の間、この要綱の規定にかかわらず、希望型指名競争入札（試行）実施要領（平成15年4月1日施行）に定めるところにより選定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に希望型指名競争入札の方法による指名業者の選定に係る公募を行った場合については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第6条、第7条、第10条関係）

等級別発注基準表

(あ) 工事種別及び等級	(い) 設計金額	備考
土木工事		
Aランク	3,500万円以上1億5,000万円未満	
B1ランク	2,000万円以上3,500万円未満	
B2ランク	800万円以上2,000万円未満	
Cランク	800万円未満	
建築工事		
Aランク	6,000万円以上1億5,000万円未満	
B1ランク	2,000万円以上6,000万円未満	
B2ランク	400万円以上2,000万円未満	
Cランク	400万円未満	
舗装工事		
Aランク	750万円以上4,000万円未満	
B1ランク	500万円以上750万円未満	
B2ランク	300万円以上500万円未満	
Cランク	300万円未満	
管工事		
Aランク	600万円以上4,000万円未満	
Bランク	600万円未満	
その他工事		
各業種の登録業者	4,000万円未満	